令和5年5月農業委員会総会議事録

日 時 令和5年5月31日(水曜日)議事開始 午前 9時15分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

出席委員

【農業委員】 竹下 助範 山下 正成 下原 小枝子 栗下 章二 前原 幸太郎 岩屋 美智子 稲田 優 田中 雄策 田上 みゆき

【推進委員】 谷口 克美 赤川 リク子 西田 保子 園田 義保福迫 久利 津口 えりこ 山口 長徳 溝添 トミ子 吉留 律子 宮田 吉人 土器 三紀夫 吉田 尚美伊地知 トシ子 高谷 千代子 杉元 義男 増田 賢造中津 ゆみ子

欠席委員

【農業委員】 尾山 實文

【推進委員】

事務局職員

事務局長 押川 国智 事務局長補佐 大田黒 元 農地調整係長 塩入 友之 農地調整係主査 大園 あけみ 農地調整係主査 宮原 直子 農地調整係主任主事 馬越脇 浩 農地調整係主事 佐藤 純大

議 題

報告第3号 農地等の合意解約について

報告第4号 農用地利用配分計画について

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第7号 農用地利用集積計画について

議案第8号 農用地利用集積等促進計画について

議案第10号 非農地証明願いについて

事務局長

それではただいまから令和5年5月定例農業委員会総会を開催いたします。ご起立をお願いいたします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

竹下会長代理

【あいさつ・・・・】

竹下議長

次に委員の出席状況を報告いたします。尾山会長より本日の会議に欠席する旨、届出がありましたので報告いたします。よって、ただいまの出席者は農業委員9名、農地利用最適化推進委員17名で定足数に達しております。これより会議を開きます。議事に入る前に議事録署名委員に、山下委員と田上委員を指名いたします。

それでは、ただ今から今月の議事に入ります。報告第3号から報告第4号及び議案第6号から議案第10号までを一括議題といたします。事務局長に議案の朗読をお願いします。

事務局長

(議案朗読)

竹下議長

議案の朗読が終わりました。これより報告及び審議に入ります。 まず、報告第3号「農地等の合意解約について」事務局から説明を お願いします。

事務局

議長。

竹下議長

事務局。

事務局

それでは、報告第3号、農地等の合意解約についてご説明いたします。議案書1ページをお開きください。今月の合意解約件数は37件です。

2ページをご覧ください。令和5年5月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでございます。今月の総会案件と関連がないものについて順番にご説明いたします。

整理番号1番、これは今後基盤法で売却予定のため解約するものです。

整理番号2番から次ページの18番までは、今後借人が法人化し、 その後、農用地利用集積等促進計画により、借受する予定のため解 約するものです。

整理番号21番、これは耕作に不便なため解約するものです。

整理番号23番から25番までは、今後借人が法人化し、その後、 農用地利用集積等促進計画により、借受する予定のため解約するも のです。

次の4ページです。整理番号28番、これは農地が市道へ転用されるため解約するものです。

整理番号34番から36番までは、今後借人が法人化し、その後、 農用地利用集積等促進計画により、借受する予定のため解約するも のです。

以上、ご報告いたします。

竹下議長説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

竹下議長 質問がないようですので、次に報告第4号「農用地利用配分計画

について」、事務局から説明をお願いします。

事務局議長。

竹下議長事務局。

事務局 報告第4号「農用地利用配分計画について」ご説明いたします。 5ページをご覧ください。今月の農用地利用配分計画については、 令和5年5月1日付けで県知事が認可した案件をご報告するもので ございます。

> 計27件、88筆、103,063.66㎡となっております。 詳細につきましては、6ページから16ページに記載のとおりです。

以上、ご報告いたします。

竹下議長説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

竹下議長 質問がないようですので、以上で報告を終わります。次に議案第 6号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といた します。事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

議長

事務局。

事務局

それでは、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。17ページをご覧ください。今月の許可申請件数は、所有権移転4件となります。申請人の住所・氏名は省略して、申請内容については、概略をご説明いたします。

18ページになります。整理番号1番、田2筆、327㎡の売買です。価格は総額○○円です。

整理番号2番、次の19ページまでになります。田6筆、4,87 8㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。備考欄のとおり、宮田委 員の掘起しになります。

次の20ページになります。整理番号3番、田3筆、3, 436 ㎡ で、備考欄のとおり、整理番号4番との交換です。

整理番号4番、次の21ページまでになります。畑1筆、867㎡で、備考欄のとおり、整理番号3番との交換です。

以上、所有権移転4件です。ご審議方、よろしくお願いします。

竹下議長

事務局の説明が終わりました。議案第6号については、各担当委員が現地確認等をしていただいております。

土地の現地確認と申請人「受人」の確認をそれぞれお願いしております。各委員から報告をしていただきます。

所有権移転 整理番号1番の土地及び、申請人「受人」の報告を 溝添委員にお願いします。

溝添委員

議長。

竹下議長

溝添委員。

溝添委員

整理番号1番の農地、受人について報告します。申請地は、○○ 自治会にあります。場所は、○○から、西側200m位のところで す。基盤整備はされていません。周辺一帯は、宅地です。申請地は、 何も作付けされていませんが、綺麗に整地されています。 日照、接 道、用排水は共に良好です。

次に受人の状況について報告します。受人は、兼業農家で後継者 もいます。地域との調和については、周辺の方に迷惑をかけないよ う努力していくとの事です。皆さんのご審議方よろしくおねがいし ます。

竹下議長

次に、整理番号2番の土地及び、申請人「受人」の報告を宮田委員 にお願いします。

宮田委員

議長。

竹下議長

宮田委員。

宮田委員

整理番号2番について報告いたします。申請農地の場所は、〇〇 自治会内にあります。周辺一帯は水田です。基盤整備はされており ません。日照、接道、用排水は全く問題ありません。

続いて、受人について報告いたします。受人は専業農家で、現在 ごぼう、里芋、キャベツ等の栽培をされています。地域との調和な ど何ら問題ありません。皆さんのご審議方よろしくお願いします。

竹下議長

次に、整理番号3番の土地を稲田委員に、申請人「受人」の報告を 田中委員にお願いします。まずは、稲田委員にお願いします。

稲田委員

議長。

竹下議長

稲田委員。

稲田委員

整理番号3番の申請農地について、報告いたします。申請農地は
○○自治会内にあります。字○○の2筆は、○○川沿いにあります。
周辺一帯は水田です。日照、用排水は良好ですが、水田は、東西に1
00m位、幅は狭いところで10m位、広いところで20m位と細長い不整形の水田です。字○○の1筆は、○○の水田から、南側に200m位のところにあります。1筆ですが、段差のある2枚の水田となっています。日照、用排水路は良好ですが、やや不整形な水田です。南東側は宅地で、その他は水田となっています。以上報告

いたします。皆さんのご審議方よろしくお願いします。

竹下議長次に、田中委員にお願いします。

田中委員 議長。

竹下議長 田中委員。

田中委員 整理番号3番の受人について報告します。受人は、〇〇自治会内

に住んでおられます。受人の実家が○○にあり、そちらの水田も管理されておられます。旦那さんは兼業農家ですが、水田の管理は主

に奥さんがされております。地域との調和については、所有農地の 管理も行き届いており、何ら問題ないと判断しました。以上で報告

を終わります。皆様のご審議方お願いいたします。

竹下議長 次に、整理番号4番の土地を園田委員に、申請人「受人」の報告を

中津委員にお願いします。まずは、園田委員にお願いします。

園田委員 議長。

園田委員 整理番号4番の申請農地について、報告をいたします。場所は、

○○と○○の中間にあります。基盤整備はしてありません。農地の 形状は良いと判断いたしました。周囲は畑地帯で日照、接道、排水

は良いと判断いたしました。以上、報告いたします。

竹下議長 次に中津委員にお願いします。

中津委員議長。

竹下議長中津委員。

中津委員 受人について報告いたします。○○自治会内に住まれ、兼業で農

家をされています。後継者もいます。取得後は、畑として利用されます。営農も一生懸命取り組まれ、所有農地も適切に管理されてお

り、何ら問題ないと判断いたしました。皆さんのご審議方よろしく

お願いします。

竹下議長 各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠

の説明をお願いします。

事務局

今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から 第6号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ご ざいませんでした。農地法第3条第2項第7号につきましては、委 員の皆様より事前調査の報告がありましたとおり、地域との調和要 件など問題はないということでございます。従いまして、計4件に つきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要 件をすべて充たしていると考えます。以上ご報告いたします。

竹下議長

ただいま、各委員及び事務局より説明がありました。

これより議案第6号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

竹下議長

質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第6号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

竹下議長

全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。

竹下議長

次に議案第7号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

竹下議長

事務局。

事務局

それでは議案第7号「農用地利用集積計画について」説明します。 今月の計画件数は、所有権移転5件となっております。申出人の 住所・氏名、備考欄につきましては、特記事項のみを説明し、他は省 略させていただきます。また、法人の場合は、年齢が空欄となりま す。

23ページから24ページです。整理番号1番、田5筆、4,42 8㎡の売買です。価格は総額○○円です。山口委員の掘起しです。 整理番号2番、24ページから26ページです。田8筆、6,25 0 mの売買です。価格は総額○○円です。園田委員の掘起しです。 整理番号3番、田1筆、461mの贈与です。

整理番号4番、田1筆、1,072㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号5番、27ページから28ページです。田7筆、14,6 50㎡の売買です。価格は総額○○円です。

以上、計画内容は、市の基本構想に基づくものであり、利用権設定等を受ける者が農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、 農作業に常時従事することなど、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。

竹下議長

ただいま、事務局の説明が終わりました。これより議案第7号の 審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

竹下議長

質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第7号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員举手)

竹下議長

全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議 案第7号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。 ここでしばらく休憩します。10時に再開します。

(休憩)

竹下議長

休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第8号「農用地利用 集積等促進計画について」を議題といたします。事務局から説明を お願いします。

事務局

議長。

竹下議長

事務局。

事務局

議案第8号「農用地利用集積等促進計画について」説明します。

今月の計画件数は38件です。申出人の住所、氏名、借賃、備考欄に つきましては、特記事項のみを説明し、他は省略させていただきま す。

30ページをご覧ください。整理番号1番、田2筆、2, 980㎡ の賃貸借です。

整理番号2番、田5筆、3,890㎡の賃貸借です。

整理番号3番、田4筆、7,083㎡の賃貸借です。

整理番号4番、田1筆、1,638㎡の賃貸借です。

整理番号5番、田1筆、958㎡の賃貸借です。

整理番号6番、田1筆、1,137㎡の使用貸借です。

整理番号7番、畑1筆、2,163㎡の賃貸借です。

整理番号8番、畑1筆、368㎡の賃貸借です。

30ページから 31ページです。整理番号 9番、田 2筆 1 , 95 5 ㎡の賃貸借です。吉留委員の掘り起しです。

整理番号10番、田8筆7,134.77㎡の賃貸借です。吉留 委員の掘り起しです。

整理番号11番、田2筆、2,512㎡の賃貸借です。

整理番号12番、田3筆、5,274㎡の賃貸借です。

整理番号13番、田1筆、1,373㎡の賃貸借です。

整理番号14番、田2筆、3,317㎡の賃貸借です。

整理番号15番、田1筆、1,228㎡の賃貸借です。

32ページです。整理番号16番、田2筆、4,989㎡の賃貸借です。

整理番号17番、田2筆、3,483㎡の使用貸借です。

整理番号18番、田1筆、899㎡の使用貸借です。

整理番号19番、田1筆、1、049㎡の賃貸借です。

整理番号20番、田1筆、2,398㎡の賃貸借です。土器委員の掘り起しです。

整理番号21番、田1筆、62㎡の賃貸借です。

整理番号22番、田6筆、4、368㎡の賃貸借です。

整理番号23番、田1筆、1,329㎡の賃貸借です。

32ページから33ページです。整理番号24番、畑2筆、田6 筆、合計8筆、13,042㎡の使用貸借です。

整理番号25番、田1筆、667㎡の賃貸借です。杉元委員の掘り起しです。

整理番号26番、田1筆、3,270㎡の賃貸借です。

整理番号27番、畑3筆、6,986㎡の賃貸借です。

整理番号28番、田4筆、2,038㎡の賃貸借です。下原委員の掘り起しです。

33ページから34ページです。整理番号29番、田5筆、6,6

16㎡の賃貸借です。

整理番号30番、田5筆、9,718㎡の賃貸借です。 整理番号31番、田1筆、628㎡の賃貸借です。

整理番号32番、田2筆、4,472㎡の賃貸借です。

整理番号33番、田2筆、3,574㎡の賃貸借です。

整理番号34番、田1筆、2,625㎡の賃貸借です。

整理番号35番、田2筆、5,212㎡の賃貸借です。

整理番号36番、田4筆、3,050㎡の賃貸借です。

35ページになります。整理番号37番、畑1筆、2, 352 m² の賃貸借です。

整理番号38番、畑2筆、1,983㎡の賃貸借です。

以上、本計画において、賃借権の設定等を受ける者は、賃借権の 設定等を受けた後に、農用地のすべてを効率的に利用して耕作する こと及び、農作業に常時従事することなど、何ら問題ないと考えま す。皆様のご審議方よろしくお願いいたします。

竹下議長

ただいま、事務局の説明が終わりました。これより議案第8号の審議に入ります。整理番号7番、8番と37番の貸付先は、下原委員の同居する親族であります。よって農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき下原委員の退席を求めて審議します。下原委員の退席をお願いします。

(下原委員退席)

竹下議長

それでは、只今から整理番号7番、8番と37番について各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

竹下議長

質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。整理番号7番、8番と37番は原案のとおり 承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員举手)

竹下議長

全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。下 原委員の退席を解きます。

(下原委員着席)

竹下議長

次に、整理番号9番と10番の貸付先は、吉田委員の同居する親

族であります。よって農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき吉田委員の退席を求めて審議します。吉田委員の退席をお願いします。

(吉田委員退席)

竹下議長

それでは、整理番号9番と10番について各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

竹下議長

質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。整理番号9番と10番は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

竹下議長

全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。下 原委員の退席を解きます。

(吉田委員着席)

竹下議長

それでは、整理番号7番から10番と37番を除く、議案第8号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

竹下議長

質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。整理番号7番から10番と37番を除く、議 案第8号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求め ます。

(全員挙手)

竹下議長

全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議 案第8号については、原案のとおり宮崎県農業振興公社に農用地利 用集積等促進計画の作成を要請します。次に、議案第10号「非農 地証明願いについて」を議題とします。事務局から説明をお願いし ます。

事務局

議長。

竹下議長

事務局。

事務局

議案第10号「非農地証明願いについて」ご説明いたします。3 8ページをお開きください。今月の証明願い件数は4件です。申出 人の住所氏名、立地基準については省略させていただきます。

39ページをお開きください。整理番号1番、場所は、大字 $\bigcirc\bigcirc$ 、田1筆、1, 863㎡です。申請理由は原野です。

整理番号2番、場所は、大字〇〇、畑1筆、1,374㎡です。申 請理由は原野です。

整理番号3番、場所は、大字〇〇、田1筆、2,500㎡です。申 請理由は山林です。

整理番号4番、場所は、大字〇〇、畑1筆、1,166㎡です。申 請理由は山林です。

以上、ご審議方よろしくお願い致します。

竹下議長

事務局の説明が終わりました。議案第10号については、5月30日に、第2小委員会で審議がされておりますので、ここで第2小委員長から報告をお願いします。

栗下第2小委員長

議長。

竹下議長

栗下第2小委員長。

栗下第2小委員長

それでは、第2小委員会の報告を行います。

会長から招集を受けまして、5月30日に、委員9名、事務局3名の計12名の出席のもと、第2小委員会を開催いたしました。今回の議案は、非農地証明願い4件でございます。

それでは、議案第10号非農地証明願いについてご説明いたします。

整理番号1番につきましては市の公用車では行くことが出来ませんでしたので、事務局が用意した航空写真や現況写真で判断いたしました。特に問題は見当たりませんでした。

整理番号2番についてご説明します。申請地区は○○地区でござ

います。現況は、原野となります。その土地の周囲の状況から見て、 その土地を農地として復元しても継続して利用することができない と判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号3番についてご説明します。申請地区は〇〇地区でございます。現況は、山林となります。その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号4番についてご説明します。申請地区は〇〇地区でございます。現況は、山林となります。その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

以上、第2小委員会は、慎重・審議しました結果、非農地証明願い 4件については、全会一致で非農地としてやむを得ないと判断いた しました。皆さまのご審議をお願いしまして、第2小委員会の報告 を終わります。

竹下議長

続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局

議長。

議長

事務局。

事務局

判断根拠をご説明いたします。非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続き要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。よりまして、今月の議案第10号の4件につきましては、非農地判断基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

竹下議長

ただいま、第2小委員長報告及び事務局の説明がありました。 これより審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はあり ませんか。 (なしと言う者多数あり)

竹下議長

質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

議案第10号に対する第2小委員長の判断は、許可等相当であります。

また、事務局の判断も許可等相当であります。お諮りいたします。 議案第10号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を 求めます。

(全員挙手)

竹下議長

全員賛成と認めます。議案第10号は、お諮りのとおり決定いたします。

以上で本日の議案審議は終了いたしました。

終了時間 午前10時20分